

役員等報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛護会（以下「当法人」という）定款の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等並びに費用弁償について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費を、旅費支給規程に準じて支給することができる。ただし、職員旅費支給規程に定める車賃、日当、宿泊料の規定は適用しない。費用弁償として支給する旅費は、別表2のとおりとする。
- 3 社会福祉法人愛護会の役員として法人経営に貢献した理事及び監事に対し退任時に慰労金を支給する。ただし、常勤役員及び職員を兼務する役員には支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 慰労金については、別表4に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月10日とし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与支給規則に準じた日とする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

- 附則 1. この規程は、平成29年6月15日から施行する。
2. 法人役員報酬規程は廃止する。
3. 退任理事及び監事に対する慰労金支給規則は廃止する。

別表1 (非常勤役員等の費用弁償)

	日額	半日
理事会及び評議員会等に出席した場合	5,000円	3,000円
監事による出納調査・決算監査を実施した場合	8,000円	

別表2 (役員及び評議員の旅費に関する費用弁償)

車賃 (1kmにつき)	日当			宿泊料	
	一日	半日	県外	県内	県外
	県内	県内			
28円	5,000円	3,000円	6,000円	10,500円	12,000円

別表3 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	日額 10,000円
専務理事	日額 9,000円

別表4 (退任理事及び退任監事に対する慰労金算定式)

就任年数×10,000円

※上記就任年数は1ヵ年単位とし、端数月は切り捨てる。